

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨と背景

わが国の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、1億2,495万人となっており、65歳以上の高齢者人口は3,624万人、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は29.0%で過去最高となっています。さらに75歳以上の後期高齢者人口は1,936万人、総人口に占める後期高齢者人口の割合は15.5%で過去最高となっています。

令和7年（2025年）には、団塊の世代が全員75歳以上となり、また、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などさまざまなニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等をふまえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となっています。

以上のような動向をふまえながら、これまでの取組を継承しつつ、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

（1）法的位置付け

本計画は、本市における高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の方向性を示し、各事業を円滑に実施・推進することを目的として策定する計画で、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定します。

なお、第3期計画まで一体のものとして策定してきた「老人保健計画」に係る内容については、平成20年（2008年）4月の老人保健法の改正により、第4期計画以降は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき施策展開しており、引き続き本計画との連携を図りながら推進するものとします。

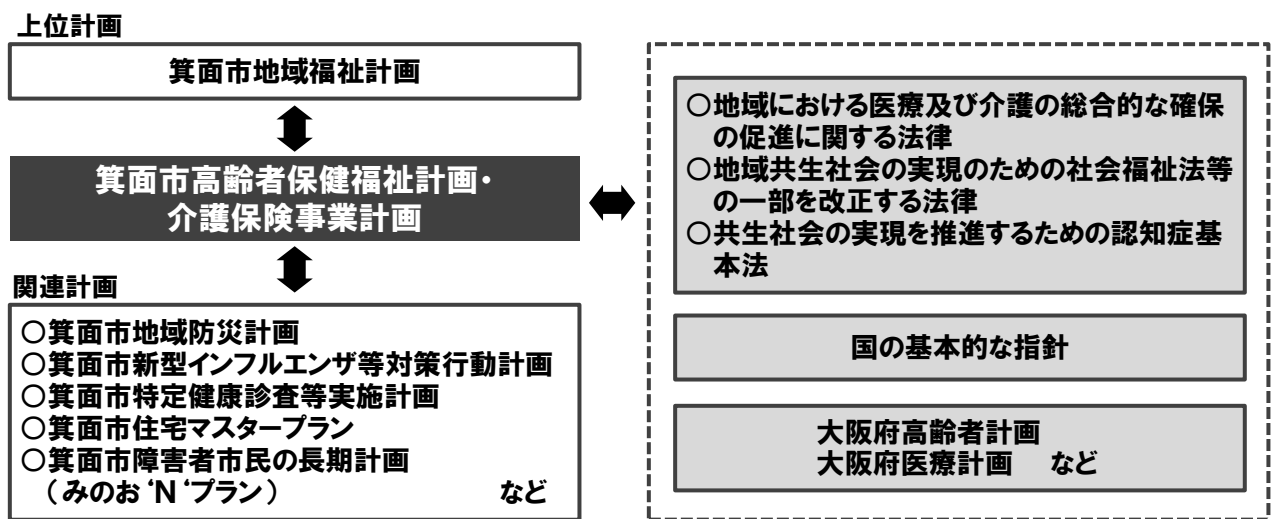
老人福祉法に規定する「老人福祉計画」 介護保険法に規定する「介護保険事業計画」	} を一体的に策定（法定計画）
--------------------------------------------	-----------------

(2) 他の計画等との関係

本計画は、「箕面市地域福祉計画」を上位計画とし、国の基本的な指針等及び大阪府の「大阪府高齢者計画」、「大阪府医療計画」、「大阪府地域医療構想」等、また「箕面市地域防災計画」、「箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「箕面市特定健康診査等実施計画」、「箕面市住宅マスタープラン」、「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」など関連計画との整合を図り策定しています。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」(令和5年法律第65号)に基づき策定する計画は、本計画に包含して策定します。

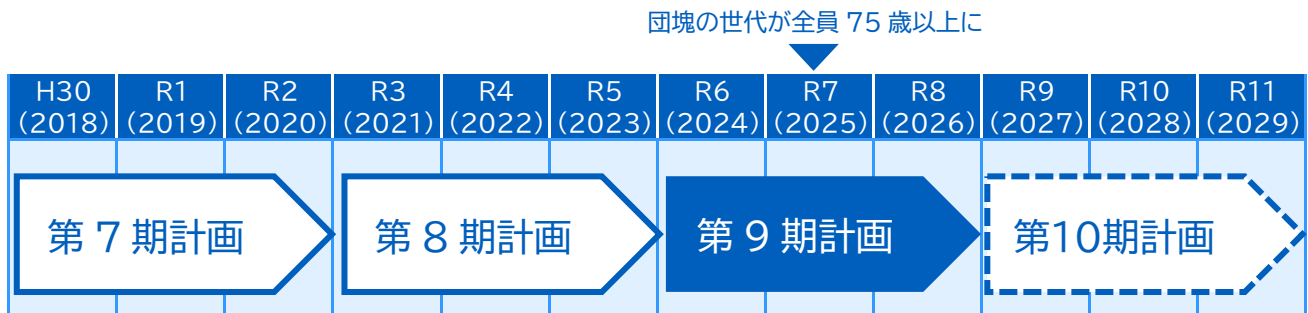
図表1：他の計画との関係図



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までです。地域包括ケアシステム整備の目標年次であり、団塊の世代が全て75歳以上となる、令和7年度(2025年度)を期間中に迎える計画となります。

図表2：計画期間



4. 計画の策定体制

(1) 計画策定のための審議会等

本計画の策定にあたっては、令和5年(2023年)3月に、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」に対し諮問を行いました。その後、「箕面市介護サービス評価専門員会議」において、公募市民、保健医療福祉に関する市民団体、関係機関、学識経験者等の専門員に検討いただいた内容をふまえて、同審議会において審議した結果が、令和6年(2024年)2月に答申としてとりまとめられました。

また、計画を主管する健康福祉部だけでなく、庁内の関係部署が連携して課題意識を共有し、相互に協力して計画の検討及び立案ができる庁内体制をとりました。

(2) 市民参加と周知

本計画の策定にあたっては、「箕面市保健医療福祉総合審議会」及び「箕面市介護サービス評価専門員会議」において、公募市民を含む委員等の意見反映を行い、また同審議会の開催状況等を適宜公表するとともに、箕面市市民参加条例等の趣旨をふまえ、意見の募集（パブリックコメントの実施）など、市民の意見・提言を計画に反映することに努めました。

(3) 高齢者等実態調査結果等の反映

令和5年(2023年)1月から2月にかけて本計画策定のためのアンケート調査を実施し、第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）、要支援認定者及び総合事業対象者の生活実態・ニーズなどの的確な把握に努め、分析結果を本計画に反映しました。

また、令和5年(2023年)1月から6月にかけて、家族介護者を対象に在宅介護実態調査を実施したほか、同年8月から10月にかけて介護サービス等事業者及び家族介護者団体を対象としたアンケートを実施し、事業者や家族介護者から得られた意見等を本計画に反映しました。

(4) 大阪府との連携

本計画の策定にあたっては、計画作成上の技術的事項に関する助言や、施設の整備等に関する広域的調整を担う大阪府との連携が重要です。本市では、適宜、大阪府と意見交換の機会を持ちながら、本計画の策定に取り組みました。

5. 計画や制度の周知

本計画策定後も、市民の意見を反映しながら、計画を円滑に推進していくために、広報紙もみじだよりやコミュニティFM放送（タッキー816）、市ホームページなどを十分に活用し、制度や事業に関する市民への広報に努めます。また、計画内容に関連し、民間事業者や各種団体などが発信する情報についても収集し、必要に応じて、市民や関係団体へ情報提供していきます。

特に、情報が行き届きにくいひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障害者、外国人等に配慮しながら、高齢者や介護者を含めた幅広い市民へ、わかりやすい説明を行うよう努めるとともに、本計画書の点字版・音訳版の作成等を行います。